

2026年10月9日

標準戦略対応審査の試行開始



[三好内外国特許事務所](#)
[弁理士 高橋俊一](#)

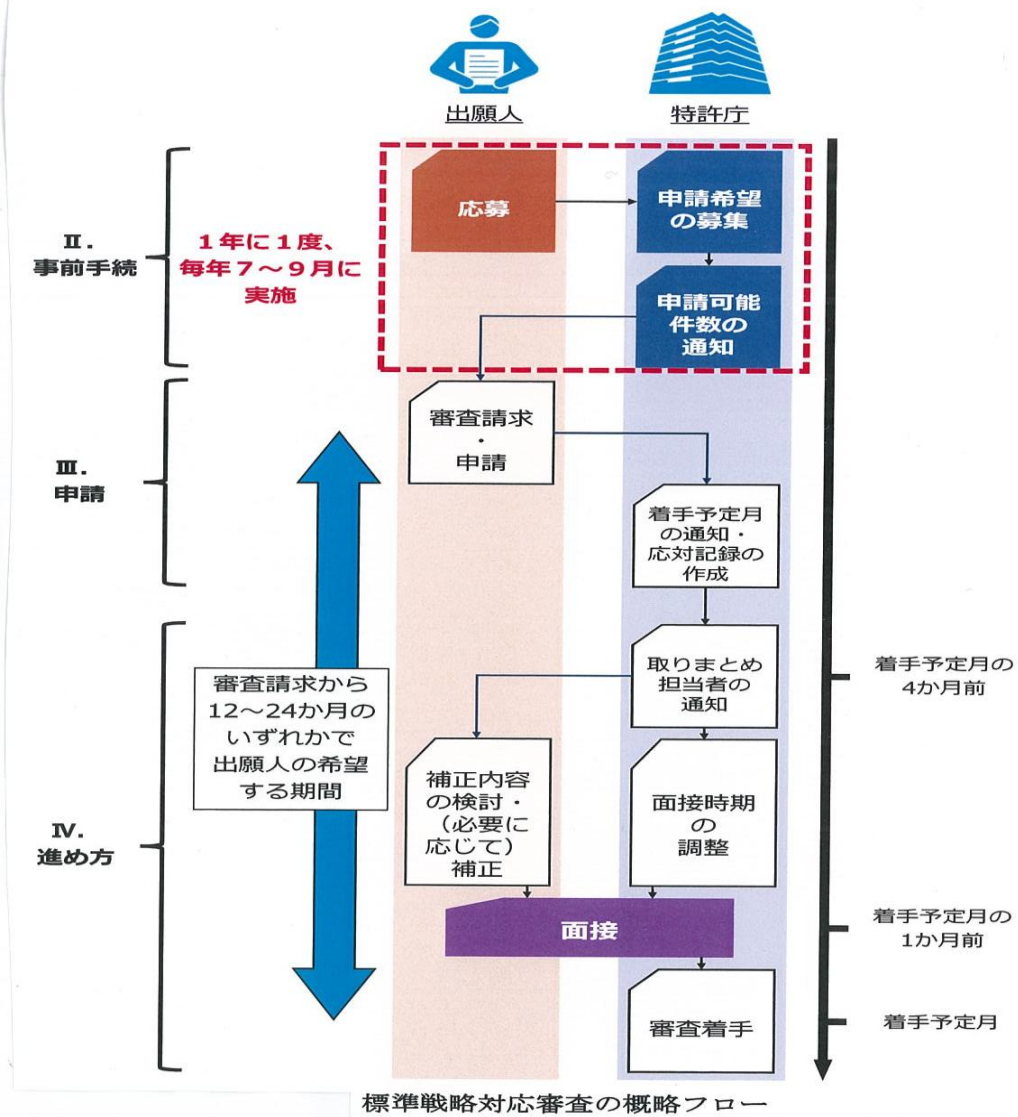
2024年8月の「審査着手の猶予」と題する小生のコラムの中で、「国際標準化に関連する分野や製品化・事業化に時間が掛かる分野からのタイムリーな権利化を求める声を受け、2009年に特許庁長官の私的研究会として設置された「特許制度研究会」において、平成23年（2011年）の特許法改正に向けて、審査請求制度の見直しあるいは審査着手時期を選択することができる新たな制度を設ける必要性について検討されたものの、継続検討となった」旨を紹介した。そして、今般、今年の7月1日から、特許出願人の希望するタイミング（審査請求から最大24か月後）に審査を行う標準戦略対応審査の試行が開始された。平たく言えば、特許審査を出願人の希望に合わせて遅らせる運用である。

試行開始の背景としては、政府が国際標準化活動を通じて社会課題解決と市場創出を先導するものとして2025年に「新たな国際標準戦略」を定め、マーケティングや研究開発、製品企画、設備投資などの経営戦略と一体的に進めなければ、標準化を戦略的に行うことは不可能との考えに基づいて、政府の支援策の一つとして、技術開発の進捗に合わせた柔軟な特許審査を導入するに至ったものと思われる。この点については、6月12日付で出された知的財産推進計画2026において、新たな国際標準の推進における特許庁の具体的な取り組みとして、「標準開発の進捗に合わせた柔軟な特許審査」が明示されている。その意味では、前述した国際標準化に関連する分野からのタイムリーな権利化を求める声に沿ったものと言えよう。

標準戦略対応審査の流れとしては、以下の通りである（添付の標準戦略対応審査ガイドラインに示された標準戦略対応審査の概略フローも参照）。毎年7月にその年の10月から翌年の9月30日までの1年間に標準戦略対応審査の申請を希望する出願人の応募を受け付ける。→各出願人の申請予定件数等に応じて総申請可能件数を案分して、各出願人に「申請可能件数」として各出願人に通知する。→審査請求及び標準戦略対応審査の申請書を受け付ける。→着手予定日の通知を行う。→着手予定日の1か月前を目処に、標準戦略における標準対象技術の位置づけの説明、標準と発明の関係の説明、発明の技術的説明等の面接を実施する。→通知した審査予定日以降できる限り速やかに審査に着手する。

したがって、今年の7月の募集は、令和8年10月1日～令和9年9月30日までの1年間に標準戦略対応審査の申請を希望する出願人からの応募ということになる。標準戦略対応審査を受けるためには、限られた期間内に、審査請求及び標準戦略対応審査の申請を予定している出願番号を特定した事前の応募手続きをすることが必須であり、留意する必要がある。また、標準戦略対応審査の目的が「標準開発の進捗に合わせた柔軟な特許審査」にあることから、審査着手前の面接までに、標準を開発する機関・団体における標準化委員会の審議結果に合わせて特許請求の範囲等について標準の内容に対応した権利範囲となるような補正をしておき、審査に臨むべきであることは言うまでもない。

試行とあるのは、特許庁がこれまで特許審査について採って来た方針である特許審査の迅速性とは相反する方針に基づく施策であり、現状その効果が見通せないことから、この施策の需要、効果を見極めつつ、適宜見直しを進めて行くことを想定しているものと思われる。大いに活用され、良い成果が出ることを期待したい。



以上